

食安輸発1218第2号
平成24年12月18日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(オマーン産未成熟いんげん及びその加工品)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成24年12月17日付け食安輸発1217第2号）にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、オマーン産生鮮未成熟いんげんからシロマジンを検出したことから、同通知の別表1中、

対象国 地域	製品検査の 対象食品等	条件	検査の 項目	試験品採 取の方法	検査の方法	検査を受けることを 命ずる具体的理由
オマー ン	未成熟いんげ ん及びその加 工品（簡易な 加工に限る。）		シロマジ ン	別表2の3 によるこ と。	平成17年1月24日付 け食安発第0124001 号「食品に残留する 農薬、飼料添加物又 は動物用医薬品の成 分である物質の試験 法について」による こと。	基準値（0.01ppm） を超えるシロマジン が検出されるおそれ があるため。

を追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

なお、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対し自主検査を指導することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとします。